

“子ども食堂” 応援プロジェクト

2019 年度助成 実施要項

公益財団法人 オリックス宮内財団

1. 趣旨

さまざまな事情による、子どもの“孤食”や“欠食”を防ぎ、地域ぐるみで子どもを大事にする場となる「子ども食堂」の取り組みにかかる経費の一部を公益財団法人オリックス宮内財団が助成するもの。このプロジェクトは、食の提供を通じて子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所づくりの取り組みを広げるとともに、地域で子どもを見守る芽(目)を育てていくことを目的とする。

2. 助成内容・助成金額

(1) 子ども食堂の運営に対する助成(上限 1 年間 30 万円まで)

⇒年間の運営に必要な食費や会場の使用料等を助成。

例)運営に必要なランニングコスト

食材購入費用、会場の使用料や光熱水費、協力者(学生ボランティア等)の交通費、保険料など

(2) 子ども食堂の開設拡充に伴う設備助成(上限 30 万円まで)

⇒子ども食堂の開設拡充に必要な備品(食器や調理器具、家具等)の購入費用を助成。

(既に開設している場合は、新たに必要となる備品の購入費用も含む)

例)冷蔵庫、電子レンジ、ガスコンロ、トースター、ホットプレート、包丁、食器、テーブルや椅子など

* 上記(1)(2)の併願は可能です。

3. 対象団体

子ども食堂を運営し、次に掲げる要件を満たす団体

- (1) 神戸市内で活動している団体。
- (2) 子ども食堂を特定の場所で原則月 1 回以上開催すること。
- (3) 過去にオリックス宮内財団から助成金を2回以上受けていないこと。
- (4) 子ども食堂の開催に際し、安全面や衛生面の配慮がされていること。
- (5) 団体固有の口座を有していること。

※代表者個人名義の口座の使用は不可。任意団体の場合は、以下の例の様に団体名を付し、団体固有の口座であることが判る口座名義にしてください。

〔例〕グループ〇〇(団体名) 代表(役職) ▲▲▲▲(氏名)

- (6) 主な活動先の区社会福祉協議会の推薦が得られること。

4. 助成対象期間

原則 2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの期間に要する費用。

ただし、この期間中に子ども食堂を新設した場合は開設日から 1 年間。

5. 応募期間

募集期間 2019 年 5 月 16 日 ～ 6 月 28 日

※ただし、応募の状況等により追加の募集を行なうことがあります。

6. 申込み方法

次の関係書類を添えて、5.応募期間内に、活動先の区社会福祉協議会の推薦を受けたうえで、神戸市社会福祉協議会へお申し込みください。(区社会福祉協議会へは時間的余裕を持ってご相談ください。)

- ア 子ども食堂応援プロジェクト 2019 年度助成申請書
- イ 団体の定款・会則等の規約、および役員等の名簿
- ウ 活動の様子が判る写真等 (子ども食堂開催時の写真や活動報告等)
- エ 設備助成により購入予定備品の見積書(カタログ等でも可)
- オ その他 事業に関する資料(記事、チラシ、直近の年度会計報告など)

7. 選考方法・審査結果等

選考方法については、財団による視察・ヒアリング後、提出された申請書類に基づき、財団の選考委員会にて、選考審査を行い、助成団体および助成金額を決定します。

助成決定の際は、助成申請団体へ助成決定通知書のほか、申請団体が署名・捺印する書類(誓約書、振込依頼書)一式を送付いたします。

※任意団体の場合は、代表者個人に署名・捺印をお願いします。

8. 実績報告

当該期間の事業が完了した日から起算して1か月以内に、別添の『実績報告書』を財団へご提出ください。

9. 申請者の遵守事項

助成金を受ける場合は、以下のことを遵守してください。

- (1)虚偽の申請、その他不正な手段で助成金を受けないこと。
- (2)事業計画(申請書)に則した目的に使用すること。
- (3)助成金の使途に変更があった場合は、すみやかにその理由を財団担当者へ連絡すること。

※上記(1)(2)に違反した場合は、助成金を返還していただきます。

(3)についても、連絡なき場合には、助成金を返還いただく可能性がありますのでご注意ください。

10. 個人情報の取り扱いについて

助成申込書に記載された個人情報については、個人情報保護法に関する法令、個人情報保護に関する基本方針および同規程により取り扱うこととし、本事業の運営管理の目的にのみ、使用します。

11. 送付(お問合せ)先

《申請書類送付先》

神戸市社会福祉協議会
〒651-0086 神戸市中央区磯上通 3-1-32
電話 : 078-271-5317
FAX : 078-271-5366

《審査及びその他詳細について》

公益財団法人 オリックス宮内財団 大阪事務所
〒550-0005 大阪市西区西本町 1-4-1 オリックス本町ビル
電話 : 06-6578-1805
FAX : 06-6578-1773

※審査に関する事項については社会福祉協議会でお答えすることはできません。